



**UNITED NATIONS
UNIVERSITY**

国際連合大学 広報部
〒150-8925
東京渋谷区神宮前5-53-70

Tel.: 03-3499-2811

Fax: 03-3499-2828

E-mail: media@unu.edu

Website: <http://www.unu.edu/>

2008年1月18日

MR/J02/08

メディア用原稿 非公式記録

プレスリリース

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の人権状況に関する国連特別報告者の訪日

2008年1月

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の人権状況に関する国連特別報告者、ウィティット・ムンタボーン教授は2008年1月15日から19日にかけて、日本を公式訪問しました。今回の訪日はDPRKの人権状況が日本にどのような影響を与えているかを調査することを目的としたものでした。ムンタボーン教授の訪日は3度目で、国連人権高等弁務官事務所の関係者も随行しました。

特別報告者は面会を希望した個人や機関の方々すべてにお会いすることができたほか、滞在中に日本政府や日本の国民の皆様から温かい歓迎を受け、建設的な話し合いができたことを心から感謝しています。外務大臣はじめ各省庁関係者、数多くの機関やその職員の方々、国会議員、市民団体メンバー、その他の関係者の方々とも話し合うことができました。とりわけ重要だったのはDPRKによる拉致被害者の家族の方々との面会でした。DPRKによる人権侵害によってこの方々が苦しみ悲しんでおられる状況はまことにお気の毒で同情の念に堪えません。

現在日本は、DPRKに関連し、非核化と拉致問題という2つの問題を抱えています。前者はDPRKの核施設の非核化に向けた措置とも関連があります。このプロセスを開始するための重要な入口は、DPRKの核開発中止に取り組んでいる六者会合（DPRK、中国、ロシア、米国、韓国、日本）です。特にその件に関連して、早期合意を促すため6者が採択した「共同声明実施のための第二段階の措置」（2007年10月3日）では、①DPRKは2007年末までに寧辺のコアとなる核施設を無能力化することに同意し、②DPRKは2007年末までにすべての核計画について完全かつ正確な申告を行うことに同意し、③DPRKは他者へ核物質を移転しないという約束も含めて核不拡散の約束を再確認する、ということがうたわれています。合意文書の最初の項目については進展がありましたが、第二項目の実施は現在行き詰まっており、特にDPRKの効果的な対処が求められています。

拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で、DPRKは日本人を拉致したことを認め、謝罪

し、このような行為の再発防止を約束しました。しかし多くの事案が今なお未解決のまま残されています。現在、DPRK による拉致被害者として（日本政府により）正式に認定されているのは 17 名です。前述の 2002 年の日朝首脳会談の結果、5 名は日本へ帰国しましたが、その他の被害者については DPRK に妥協の態度は見られません。DPRK は残りの 12 名のうち 8 名は死亡し、4 名は DPRK に入国していないと主張しています。このような主張は納得できるものではなく、それについて何の裏付けも見出すことはできません。この問題は国連では、特別報告者だけでなく、強制的失踪作業部会においても繰り返し取り上げられています。また、この問題は、国連安全保障理事会決議 1718 号でも「国際社会の他の安全上および人道上の懸念」という表現で国際的な重要問題として、触れられています。

国連総会は 2007 年末、この件に関する DPRK の不当な行為を厳しく非難する決議を再度採択しました。決議文では「他の主権国家の国民の人権を侵害する、強制的失踪という形態での外国人拉致という国際的な懸念事項である未解決の諸問題に対する極めて深刻な懸念を改めて表明し、この点について、拉致被害者の即時帰国の実現を含め、既存の経路を通じることをも含めて、透明性の高い方法でこれらの問題を解決するよう DPRK 政府に強く要求する」と述べています。

これらの問題に対処するための一つの手段は六者会合の枠組みの下での日朝間の会合です。日本と DPRK による協議はこれまでに 2 度開催され、拉致問題に満足のいく解決をはかる必要性も含めて、両国の関係正常化についての話し合いが行われていますが、具体的な進展は見られません。これらの協議を建設的に進めるため、DPRK の具体的な対応を待っているところです。

もうひとつの重要な進展は、DPRK が過去に他国の国民も拉致していたことが明らかになってきたことで、この問題はさらに世界的な広がりを見せるようになりました。日本と他の国々の拉致被害者家族のネットワークも拡大し、拉致問題について協力を進めていくための拉致被害者家族連合が設立されています。日本は DPRK からの船の入港を禁止し、DPRK との通商や交流について様々な禁止や規制を打ち出すなど、DPRK に圧力をかけるべく、様々な措置を講じてきました。

日本では 2006 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。同法は日本国民の認識を深める啓発活動など一連の対策を取ることを定めたもので、この問題について国内で様々な会議が開催されるとともに、ポスターなどのメディアを通じて拉致事件についての国民の理解を深める宣伝プログラムも実施されています。同法は 2007 年に改正され、外国政府や国際機関と協力して拉致問題の解決を求める訴えを支援するよう日本政府に促す内容となりました。

2006年の法律では「脱北者」を保護し支援する措置を採択することも定められています。これにより、北朝鮮人と結婚した日本人やその子供で日本への帰国を希望する人、在日朝鮮人で DPRK へ移住したが、現在は日本への帰国を希望している人およびその家族、日本への亡命を希望する北朝鮮人など、DPRK で人権侵害を受けたその他の人々を救う道も開かれることになりました。日本は現在このような人々の多くに保護を提供しています。こうして人道的な活動を拡大していくことで、DPRK で人権侵害を受けた様々な人々の問題解決に取り組むことが可能になるのです。社会保障だけでなく、身体的、心理的に必要とされるものを考慮に入れた上で、社会参加が可能な、より長期的な生活支援および家族やコミュニティを支援するシステムを用意する事が重要です。

上述したように微妙な状況であることから、以下の基本姿勢を強調しておきたいと思います。

1. 特別報告者は DPRK に対し、特に具体的な成果と効果的な対応を示すことによって拉致問題に緊急に取り組む責任感を示すこと、拉致被害者の安全を守り、拉致被害者を速やかに日本へ帰国させること、拉致犯罪の実行犯の不処罰とならないよう行動をとることを求める。
2. 特別報告者は、DPRK が六者会合またはその他の経路を通じ、透明性の高い方法で、拉致問題を実質的に解決するための明確な立場を表明することを期待しつつ、国際法にもとづき平和裏かつ満足のいく方法で拉致問題を解決しようとする様々な取り組みを支持するとともに、DPRK とその工作員の拉致に関する行為については国家責任と個人の刑事責任があることを強調する。
3. 特別報告者は、日本人やその他の国民に影響する拉致問題が国際的な重要問題であることを確言するとともに、国際社会が一致協力してこの問題についての説明責任を確保し、DPRK にこの問題を迅速かつ効果的に解決するよう促すことを求める。
4. 特別報告者は、日本が 2006 年に制定した DPRK の人権に関する法律、およびその他 DPRK から亡命を求める様々な集団や個人に保護と支援を与えるための関連対策によってさまざまな機会が与えられたことを歓迎する。
5. 特別報告者は、日本が強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約に署名したことを心強く思うとともに、同条約をすべての国々が批准し、国や地方自治体レベルで効果的に実施するよう求める。
6. 特別報告者は、身体的、心理的、その他の被害を被っていることに留意しつつ、DPRK の人権状況のすべての犠牲者を持続的かつ包括的な方法で支援する必要があること、また人権侵害から人々を守る責任にもとづき、国際的連帯によってこのような責任を確保し、救済策を与えなければならないことを強調する。